

平成22年10月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 本 田 亮

平成22年(ホ)第3308号損害賠償等請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第19314号)

口頭弁論終結の日 平成22年7月22日

判 決

控 訴 人 堀 桂 子

被 控 訴 人 有限会社キャッツエー・エム・シー

同代表者代表取締役 渡 辺 篤 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、170万円及びこれに対する平成17年8月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1(1) 当事者等

ア 控訴人は、ボン太という呼称のポメラニアン種の犬（ボン太）を所有していた。

イ 被控訴人は、東京動物夜間病院（被控訴人病院）を経営している。

(2) 診療経過の概要

ボン太の診療経過の概要は、以下のとおりである。

ア 平成17年8月（以下、単に「8月」という。）18日午後9時30分、
控訴人は、ポン太が、前夜から、呼吸が荒く舌の色が紫色や白色になった
りして、ゼーゼーいっているとのことで、被控訴人病院を受診した。被控
訴人病院は、血液検査やレントゲン検査等の結果から、ポン太が肺水腫、
腎不全であると診断し、ポン太を入院させ、翌日、アニマルメディカルセ
ンターに転院させることとした。

イ 8月19日朝、ポン太は、被控訴人病院からアニマルメディカルセンタ
ーに転院した。同月20日夕方ころ、ポン太は同センターを退院した。

ウ 8月22日午前0時10分、控訴人は、ポン太が落ち着かない、ペリア
クチンを投与してから歩き回るようになる、同月21日午後10時ころ、
未消化物を少量嘔吐した、同日午後9時ころから、5、6回、軟便ないし
は水様便を少量下痢しているとのことで、動物救急医療センターを受診し
た。

エ 8月21日朝、ポン太は、アニマルメディカルセンターに転院した。同
センターでは、血液検査や生化学検査を行い、投薬治療などを行った後、
ポン太は同センターを退院した。

オ 8月23日午後4時45分、控訴人は、ポン太が餌を受け付けず、投薬
すると吐いてしまう、最後は午後3時に消化管の薬を入れて、午後3時半
に白い粘調性の高い液を嘔吐したなどと訴えて、アニマルメディカルセン
ターを受診した。

カ 8月23日午後10時過ぎころ、ポン太は、アニマルメディカルセンタ
ーにて死亡した。

2 本件は、控訴人が、ポン太が8月23日、死亡したことについて、被控訴人
病院の獣医師らには、入院の必要がないのに、ポン太を入院させ、アニマルメ
ディカルセンターに転院させた過失があるなどと主張し、診療契約上の債務不
履行又は不法行為（使用者責任）に基づき、損害賠償を求める事案である。争

点は、(1) 入院及び転院させた過失の有無、(2) 必要な検査を行わず不要な検査を行った過失の有無、(3) カルテ記載漏れの過失の有無、(4) 説明義務違反の有無、(5) 因果関係の存否、(6) 損害額である。

3 原審は、控訴人が主張する上記(1)ないし(4)の過失ないし義務違反があったとはいえないとし、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の請求は理由がないとして、これを棄却した。

これに対して、控訴人が、控訴の趣旨の範囲で、控訴した。

4 前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記5のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 当裁判所の判断」の1～3に記載のとおりである。

5 当審における控訴人の主張

(1) 原審は、前提となる事実について、次のとおり、事実誤認がある。

ア 原審は、「8月18日午後9時30分、原告（控訴人）は、ボン太が、前夜から、呼吸が荒く舌の色が紫色や白色になったりして、ゼーゼーいっているとのことで、被告病院（被控訴人病院）を受診した。被告病院は、血液検査やレントゲン検査等の結果から、ボン太が肺水腫、腎不全であると診断し、ボン太を入院させ、翌日、アニマルメディカルセンターに転院させることとした。」とするが、これは被控訴人の主張そのものであり、そこに証拠として挙げられている乙A第1号証の真偽そのものについて争いがあるのに、そのことについて判断がされていない。

イ 原審は、被控訴人病院における8月18日のボン太の診療について、「被告病院（被控訴人病院）では、これら所見から、ボン太が、肺水腫、腎不全であると診断し、ボン太を入院させることにし」たとするが、そこに記されている所見には腎不全と診断できるものが全くない。

控訴人がアニマルメディカルセンター病院長にあてた通知書に対する平成17年10月6日付け回答である甲A第12号証でも、被控訴人病院で

は肺水腫と診断したとしか記載されていない。

ウ 原審は、「同日午後10時過ぎころ、ポン太は、アニマルメディカルセンターにて死亡した。」とするが、そこに挙げられている乙A第1号証には、死亡時刻の記載がない。

(2) 原審には、次のとおり、診療経過等について認定に誤りがある。

ア 原審は、「平成15年4月26日、原告（控訴人）は、ポン太をトリトン動物病院において、受診させたところ、聴診で僧帽弁閉鎖不全症の雑音を確認され、ACE阻害剤（アンギオテンシン変換酵素阻害剤）の処方を受けた」とするが、ここで証拠に挙がっている甲A第13号証のトリトン動物病院のカルテには、聴診で僧帽弁閉鎖不全症の心音が聴取されたとあるのみで、ACE阻害薬（エナカルド）の処方を受けたのは、同月19日であり、この時になってようやく1週間後に心電図による鑑別検査をすることになったものであり（甲A16）、その結果、同月26日に心電図検査により心肥大と僧帽弁閉鎖不全症が認められ、聴診でも雑音が聴取されたことから、ACE阻害薬（エナカルド）を常用していくことになったものである（甲A13、16）。

イ 原審は、「平成16年8月25日、原告（控訴人）は、ポン太をトリトン動物病院において、受診させたところ、甲状腺の機能の低下がみられるとのことで、チラージンの処方を受けた（甲A13）」とするが、証拠に挙げられているトリトン動物病院のカルテ（甲A13）に記されているのは、同月22日に、低体温から甲状腺ホルモン（T4）の異常が疑われ、内分泌検査のために血液を採取した事実のみであり、内分泌検査は採取した血液を専門検査機関に持ち込んで行われるのであって、控訴人が、同月25日に、検査結果を聞くために、同病院を訪れたところ、ポン太は甲状腺機能低下症であると診断されて、チラージンを常用することになったものである。

ウ 原審は、「平成17年3月5日、原告（控訴人）は、ポン太をセンターヴィル動物病院において、受診させたところ、肺水腫と診断され、ラシックスを1日ごとに5mg（1／4錠）を処方することになった（甲A15）」とする。

しかし、これは、センターヴィル動物病院のカルテを読み間違えており、誤認である。センターヴィル動物病院のカルテ（甲A15、16、20）によれば、同月13日に処方されたラシックスは、僧帽弁閉鎖不全症により増産される血液量を調整する目的で、続けていくことになったものであり、肺炎で入院した同年4月19日には、「肺水腫予防のため、点滴は最大80ml／日」でお願いします」と記載されていることからしても、常用していたラシックスが肺水腫治療のものではないことは明らかである。原審は、肺水腫の病名の記載のある同年3月5日の記録だけをとりあげて、以降、被控訴人病院にかかるまで肺水腫の治療が継続されていたことにしようとするものであり、しかも、同年8月18日に東京動物夜間病院にかかる直前の同月6日に処方されたラシックスは、「ラシックス1／4錠 1日おき1日1回 15日分」と記載され、1日おきに1日1回5mgである。

- (3) 原審は、控訴人の指摘にもかかわらず、医学的知見について、重要な事項を見落とし、結論に都合のよい部分だけを取り上げている。
- (4) 原審は、「原告（控訴人）は、乙A第2号証のレントゲン写真は、ポン太のものではないと主張するけれども、乙A第2号証のレントゲンフィルムには、「'05 8／18（21：45）堀ポン太 100×0.03×51」と記載され、ポン太のレントゲン画像であることが明示されている上、原告が主張する甲A第22号証との違いも、何ら医学的な根拠に基づくものでないことからすれば、原告の主張は到底採用できない」とするが、ポン太は平成7年7月に骨折した際に左前脚にプレートが入っているのに、乙A第

2号証は、ちょうどプレートが写っているべきところから不自然に画像が途切れ、故意にぼかしが入っていることなどから、乙A第2号証及び甲A第25号証は、ポン太のレントゲン写真ではない。

- (5) 原審は、「原告（控訴人）が主張する血液検査の結果は、転院後のアニマルメディカルセンターでの検査数値であって、問題になっているのは、被控訴人病院がポン太を転院させたことが過失か否かなのであるから、事後的なアニマルメディカルセンターでの検査数値をもって、被告病院（被控訴人病院）がポン太を転院させたことが適切か否かを論じるのは相当とはいえない」とする。

しかし、肺水腫は、水腫に見合ったフロセミドを静脈内投与することで一刻も早く軽減させる必要があることから、治療効果の確認がされなければならないにもかかわらず、被控訴人病院では、転院させる前に検査を行っていなかったことから、転院した直後にアニマルメディカルセンターで実施された血液検査結果から、転院時の状態を推理するしかなく、転院前に検査が行われ、肺水腫の軽減が確認できていれば、転院し入院を続ける必要はなかった。

- (6) 原審は、「腎臓の評価としては、血液検査のみでなく、尿検査を行うことが通常であるとされ、そのような検査結果等を総合した上で判断すべきものと考えられることからすると、被告病院（被控訴人病院）が、ポン太に対し、尿検査を実施したことが過失であるということとはできない」とする。

しかし、尿検査は輸液や利尿剤の投与により正確な数値を得られないことから、尿検査は治療開始前に行うこととされている（甲B3）。原審は、尿検査が適切に行われたかどうかさえも検討せずに、腎臓の改善について判断している。

- (7) 原審は、「被告病院（被控訴人病院）が、カルテに控訴人の申し出どおりの記載をしなかったからといって、それが直ちに過失に当たるということは

できない」とするが、問診結果に基づき、検査そして治療法を決定していくことになるのは当然のことである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、後記2のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人の主張にかんがみ、理由を付加する。

(1) 控訴人は、事実誤認があるとして、上記第2の5(1)のAないしウに記載のとおり主張する。

しかし、Aについては、控訴人は、乙A第1号証に書き込み等がされていることなどから、その信用性に問題があるというが、少なくともその2枚目の初診時の状況についての記載に不自然なところはなく、また、控訴人は、訴状において、上野という獣医師からレントゲン写真を示され、肺水腫と判断したとの説明を受けたと主張しているものであり、そのことと、乙A第1号証のカルテの内容は符合していることなどからみて、これを証拠として、前提となる事実を認定したことは、何ら不合理ではない。

イについては、原審は、生化学検査の結果、腎機能の指標となるCREやBUNの数値も挙げており、その他の数値を総合して、被控訴人がポン太を腎不全と診断したということを説示したものであって、かつ、その診断が不適切であったとはいえない。控訴人は、アニマルメディカルセンター病院長にあてた通知書にも肺水腫と診断したことしか記載されていないと主張するが、これをもって、上記事実認定が左右されるものではない。

ウについては、確かに、乙A第1号証には、ポン太が死亡した時刻の記載はないが、原審は午後10時以降であったことについては当事者間に争いがなく、それが控訴人の主張する午後11時であっても、争点についての判断に影響がないことから、「午後10時過ぎころ」と認定したものであって、

不当ではない。

- (2) 控訴人は、原審は、診療経過等の認定について誤りがあるとして、上記第2の5(2)のアないしウのように主張する。

しかし、アについては、ACE阻害剤（エナカルド）は、平成15年4月19日のみならず、同月26日にも処方されている（甲A13）から、原審の認定は誤りではない。また、イについても、何ら認定の誤りはない。そして、ウについては、カルテ自体に「肺水腫」の記載がされたのは、原審の認定する平成17年3月5日のことであり、ラシックスの処方も、この日は「1日毎」と記載されており、処方量は、同月13日には「1日おき」になっているが、その後も同年5月28日に「毎」に変更され、同年7月2日には1日3回に変更され、同年8月6日に毎日投与するとせきがひどくなるなどという理由で、実際には1日おきに投与されていたことから、「1日おき」に戻されたと認められる（甲A15の1）から、原審の認定は誤りではない。

- (3) 控訴人は、原審は、控訴人の指摘にもかかわらず、医学的知見について、重要な事項を見落とし、結論に都合のよい部分だけを取り上げていると主張する。確かに、控訴人が提出する甲号証によれば、控訴人の主張するような医学的知見についての記載があることが認められる。しかし、そのことによって、原審の認定及び判定が間違っているとはいえない。

控訴人の主張は、理由がない。

- (4) 控訴人は、乙A第2号証のレントゲン写真は、ボン太のものではないと主張するが、これがボン太のレントゲン写真であると認められることは、引用に係る原判決が判示するとおりである。

- (5) 控訴人は、被控訴人病院では、転院させる前に検査を行っていなかったことから、転院した直後にアニマルメディカルセンターで実施された血液検査結果から転院時の状態を推理するしかないなどと主張する。

しかし、原審の判示するように、転院した直後にアニマルメディカルセンターで実施された血液検査結果に照らしても、ポン太について、転院の必要があったとというべきであって、原審の判断は左右されない。

- (6) 控訴人は、尿検査は輸液や利尿剤の投与により正確な数値を得られないことから、尿検査は治療開始前に行うこととされている（甲B3）ところ、原審は、尿検査が適切に行われたかどうかさえも検討せずに、腎臓の改善について判断していると主張する。

確かに、利尿剤投与前の尿検査が理想的ではあるが、緊急治療を要する場面では、投薬治療の後に尿検査をすることもあり得るのであって、そのような検査が無意味であるとはいえない。

控訴人の主張は、理由がない。

- (7) 控訴人は、被控訴人病院がカルテに控訴人の申し出どおりの記載をしなかったことについて、問診結果に基づき、検査及び治療法を決定していくことは当然であるなどと主張する。

しかし、原審は、カルテに控訴人の申し出どおりの記載をしなかったことが直ちに過失に当たり、損害賠償請求の根拠となるとまではいえないことを判示したものであって、カルテの記載が正確でなくてもよいなどといったものではない。

控訴人の主張は、理由がない。

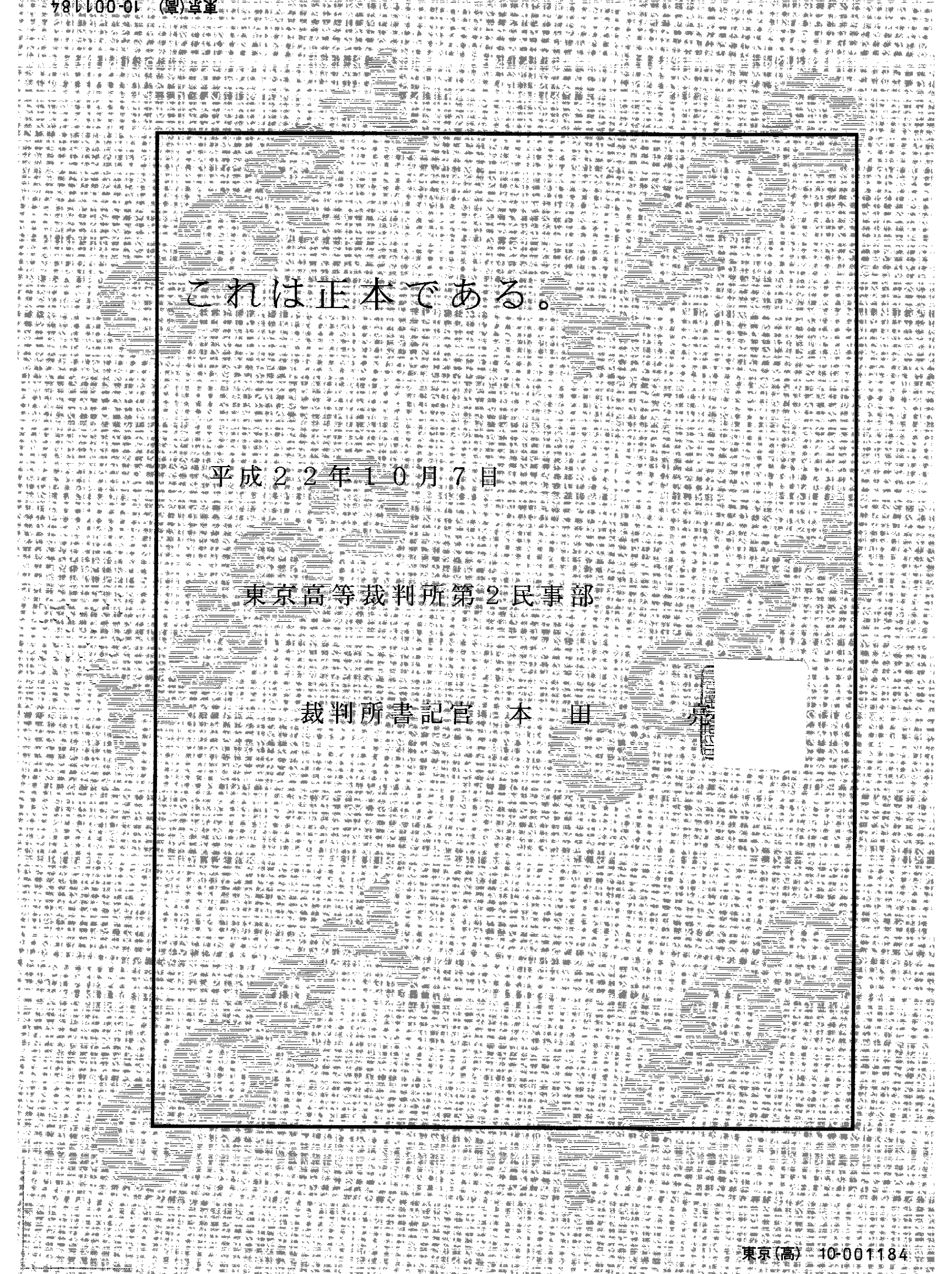
- 3 以上によれば、原判決は正当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 大 橋 寛 明

裁判官 佐 久 間 政 和

裁判官 見 米 正



これは正本である。

平成22年10月7日

東京高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 本田 亮